

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和２年規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 令和２年４月３日規則第２号 改正 令和３年３月２９日規則第７６号 令和３年７月２８日規則第４０号 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (用語) 第１条 この規則において使用する用語は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 (条例第２条第２項に規定する別に定める土砂等の保管) 第２条 条例第２条第２項に規定する別に定めるものは、試験研究のために行う土砂等の保管とする。 (埋立基準) 第３条 条例第８条第１項に規定する埋立基準は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおりとする。 ２ 前項の埋立基準への適合の状況については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により測定した値により確認するものとする。 (条例第９条第１項第２号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第４条 条例第９条第１項第２号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (１) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定による許可を受けた一般廃棄物の最終処分場、同法第９条の３第１項の規定により届け出た一般廃棄物の最終処分場及び同法第１５条第１項の規定による許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て	○京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 令和２年４月３日規則第２号 改正 令和３年３月２９日規則第７６号 令和３年７月２８日規則第４０号 令和６年４月８日規則第３号 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (用語) 第１条 この規則において使用する用語は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 (条例第２条第２項に規定する別に定める土砂等の保管) 第２条 条例第２条第２項に規定する別に定めるものは、試験研究のために行う土砂等の保管とする。 (埋立基準) 第３条 条例第８条第１項に規定する埋立基準は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおりとする。 ２ 前項の埋立基準への適合の状況については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により測定した値により確認するものとする。 (条例第９条第１項第２号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第４条 条例第９条第１項第２号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (１) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定による許可を受けた一般廃棄物の最終処分場、同法第９条の３第１項の規定により届け出た一般廃棄物の最終処分場及び同法第１５条第１項の規定による許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て

改正前	改正後
等 (2) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等 (条例第10条第1項第4号に規定する別に定める者) 第5条 条例第10条第1項第4号に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 西日本高速道路株式会社 (2) 阪神高速道路株式会社 (3) 日本下水道事業団 (4) 土地改良区 (5) 土地改良区連合 (6) 土地区画整理組合 (7) 地方住宅供給公社 (8) 地方道路公社 (9) 土地開発公社 (10) 独立行政法人 (11) 国立大学法人 (12) 地方独立行政法人 (13) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、土地の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上の生活環境の保全及び災害の防止の確保ができるものとして市長が認める者 (条例第10条第1項第5号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第6条 条例第10条第1項第5号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (1) 第4条各号に掲げる土地の埋立て等 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項又は第14条第12	等 (2) 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土地の埋立て等及び同法第22条第1項の規定による許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等 (条例第10条第1項第4号に規定する別に定める者) 第5条 条例第10条第1項第4号に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 西日本高速道路株式会社 (2) 阪神高速道路株式会社 (3) 日本下水道事業団 (4) 土地改良区 (5) 土地改良区連合 (6) 土地区画整理組合 (7) 地方住宅供給公社 (8) 地方道路公社 (9) 土地開発公社 (10) 独立行政法人 (11) 国立大学法人 (12) 地方独立行政法人 (13) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、土地の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に生活環境を保全することができるものとして市長が認める者 (条例第10条第1項第5号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第6条 条例第10条第1項第5号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (1) 第4条各号に掲げる土地の埋立て等 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項又は第14条第12

改正前	改正後
項の規定により産業廃棄物を処分することにより再生した土砂等を販売し、又は自ら利用するために一時的に行う土砂等の堆積 (条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第7条 条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等 (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常 の管理行為として行う土地の埋立て等 (許可の申請) 第8条 条例第10条第2項第11号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名及び連絡先 (2) 周辺の住民への周知の方法 2 条例第10条第3項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 埋立て等区域の位置図 (2) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。) (3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し (4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合については、土地を使用する権原を証する書類 (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画に係る書類 (6) 土砂等の発生者が発行する土砂等の発生元を証する書類 (7) 土砂等の発生から処分までの処理工程図 (8) 埋立て等区域の現況図及び求積図 (9) 埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図 (10) 埋立て等区域の排水施設の計画平面図 (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図	項の規定により産業廃棄物を処分することにより再生した土砂等を販売し、又は自ら利用するために一時的に行う土砂等の堆積 (条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等) 第7条 条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。 (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等 (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常 の管理行為として行う土地の埋立て等 (許可の申請) 第8条 条例第10条第2項第10号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名及び連絡先 (2) 周辺の住民への周知の方法 2 条例第10条第3項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 埋立て等区域の位置図 (2) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。) (3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し (4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合については、土地を使用する権原を証する書類 (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画に係る書類 (6) 土砂等の発生者が発行する土砂等の発生元を証する書類 (7) 土砂等の発生から処分までの処理工程図 (8) 埋立て等区域の現況図及び求積図 (9) 埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図 (削除) (10) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図

改正前	改正後
面、現況図及び求積図 (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量の計算書 (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真並びに土砂等の採取の状況を記載した報告書及び計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。以下「土壌分析結果証明書」という。） (14) 擁壁を設置する場合については、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (15) 他の法令等に基づく許認可等を要するものである場合については、土地の埋立て等が当該他の法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類 (16) 条例第11条第1項第4号の規定に適合することを誓約する書類 (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 前項第5号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 土砂等の発生者の氏名又は名称 (2) 土砂等の搬入の予定量及び最大日量、土砂等を搬入する期間及び時間並びに土砂等の発生場所 4 第2項第6号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 土砂等を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 土砂等を発生させる事業の場所、発注者及び期間 (3) 土砂等を発生させる事業に係る土砂等の発生量及び最終処分契約量 (4) 当該書類により証明する土砂等の発生量 (5) 発生する土砂等の運搬者の氏名及び住所（法人にあっては、名称	面、現況図及び求積図 (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量の計算書 (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真並びに土砂等の採取の状況を記載した報告書及び計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。以下「土壌分析結果証明書」という。） (削除) (13) 他の法令等に基づく許認可等を要するものである場合については、土地の埋立て等が当該他の法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類 (14) 条例第11条第3号の規定に適合することを誓約する書類 (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 前項第5号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 土砂等の発生者の氏名又は名称 (2) 土砂等の搬入の予定量及び最大日量、土砂等を搬入する期間及び時間並びに土砂等の発生場所 4 第2項第6号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 土砂等を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 土砂等を発生させる事業の場所、発注者及び期間 (3) 土砂等を発生させる事業に係る土砂等の発生量及び最終処分契約量 (4) 当該書類により証明する土砂等の発生量 (5) 発生する土砂等の運搬者の氏名及び住所（法人にあっては、名称

改正前	改正後
及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (6) 発生する土砂等の最終処分者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) 5 第2項第13号に規定する土壌の調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。 (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。 6 第2項第13号に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 報告者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)(以下「報告者の氏名等」という。) (2) 採取者の氏名 (3) 採取年月日及び場所 (4) 採取日の天候及び採取深度 7 第2項第16号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 申請者(第18条に規定する届出書に添付する場合にあっては、届	及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (6) 発生する土砂等の最終処分者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) 5 第2項第12号に規定する土壌の調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。 (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。 6 第2項第12号に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 報告者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)(以下「報告者の氏名等」という。) (2) 採取者の氏名 (3) 採取年月日及び場所 (4) 採取日の天候及び採取深度 7 第2項第14号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 申請者(第19条に規定する届出書に添付する場合にあっては、届

改正前	改正後
出者。次号において同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （２） 申請者（法人にあつては、代表者）並びにその役員及び使用人の名簿 （許可の基準） 第９条 条例第11条第１項第２号に規定する別に定める技術上の基準は、次のとおりとする。 （１） 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合においては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。 （２） 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じるのり面（擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次のとおりとすること。 ア 土地の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外のものである場合のうち、安定計算等を行う場合にあつては安定計算等により安全が確保される高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であつて安定計算等により安全が確保される勾配、その他の場合にあつては10メートル以下の高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配 イ 土地の埋立て等が一時堆積である場合にあつては、５メートル以下の高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上の勾配 （３） 土地の埋立て等の高さが５メートル以上である場合にあつては、土地の埋立て等の高さ５メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。 （４） 土地の埋立て等が一時堆積である場合における土地の埋立て等を	出者。次号において同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （２） 申請者（法人にあつては、代表者）並びにその役員及び使用人の名簿 （許可の基準） 第９条 （削除）

改正前	改正後
施工する前の地盤の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。 (5) 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令第6条から第10条まで及び第14条の規定に適合させること。 (6) 土地の埋立て等を施工した後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講じること。 (7) のり面は、土地の埋立て等が一時堆積である場合を除き、風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。 (8) 地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるよう排水施設を設置することとし、その構造等は、宅地造成等規制法施行令第13条各号の規定に適合させること。 2 条例第11条第1項第3号に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者が常駐していること。 (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 (3) 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視することができる構造とすること。 (4) 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は、施錠すること。	条例第11条第2号に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者が常駐していること。 (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 (3) 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視することができる構造とすること。 (4) 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は、施錠すること。

改正前	改正後
(5) 土砂等の搬出入に伴う土砂等の飛散を防止するための措置を講じること。 (6) 他の交通に支障を生じさせないように努めるとともに、支障を生じると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。	(5) 土砂等の搬出入に伴う土砂等の飛散を防止するための措置を講じること。 (6) 他の交通に支障を生じさせないように努めるとともに、支障を生じると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。
3 条例第11条第2項に規定する別に定めるものは、次に掲げる許認可等を受けて行われる土地の埋立て等とする。 (1) 採石法第33条の規定による認可 (2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (3) 道路法第24条の規定による承認又は同法第91条第1項の規定による許可 (4) 地すべり等防止法第11条第1項の規定による承認又は同法第18条第1項の規定による許可 (5) 宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可 (6) 河川法第20条の規定による承認又は同法第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項の規定による許可 (7) 砂利採取法第16条の規定による認可 (8) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可 (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可 (10) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可 (11) 砂防指定地管理規則（平成15年京都府規則第21号）第4条第1項の規定による許可	(削除)
(新設)	(住民への周知) 第10条 条例第13条に規定する別に定める事項は、次に掲げるもの（他の法令等に基づき周知するものを除く。）とする。 (1) 土地の埋立て等を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

改正前	改正後
(変更の許可の申請等) 第10条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第8条第2項各号に掲げる書類のうち、当該許可により変更しようとする事項に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた年月日及び当該許可の番号（以下「許可年月日等」という。） (3) 変更しようとする事項、内容及びその理由 2 条例第14条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。） (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。） (3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更（前2号に掲げる変更に伴うものに限る。）	(2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）をしようとする場合にあっては、その変更後のもの） (3) 埋立て等区域の位置 (4) 埋立て等区域の面積（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの） (5) 土地の埋立て等を行う期間（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの） (6) その他市長が必要と認める事項 (変更の許可の申請等) 第11条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第8条第2項各号に掲げる書類のうち、当該許可により変更しようとする事項に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた年月日及び当該許可の番号（以下「許可年月日等」という。） (3) 変更しようとする事項、内容及びその理由 2 条例第14条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。） (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。） (削除)

改正前	改正後
3 条例第14条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。この場合において、当該届出に係る事項が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、当該法人の登記事項証明書を添えなければならない。 (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）（以下「届出者の氏名等」という。） (2) 許可年月日等 (3) 変更があった事項、内容及びその理由 （着手の届出）	3 条例第14条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。この場合において、当該届出に係る事項が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、当該法人の登記事項証明書を添えなければならない。 (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）（以下「届出者の氏名等」という。） (2) 許可年月日等 (3) 変更があった事項、内容及びその理由 （着手の届出）
第11条 条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 条例第10条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等に着手した年月日 （展開検査の報告）	第12条 条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 条例第10条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等に着手した年月日 （展開検査の報告）
第12条 条例第16条第2項の規定による報告は、3月ごとに取りまとめ、その期間の経過後1月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に条例第20条に規定する帳簿の写しを添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 報告者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 報告の対象とする期間 (4) 前号の期間中の搬入車両数 (5) 展開検査の結果 (6) 検査した者の氏名 （土壌の調査等）	第13条 条例第16条第2項の規定による報告は、3月ごとに取りまとめ、その期間の経過後1月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に条例第20条に規定する帳簿の写しを添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 報告者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 報告の対象とする期間 (4) 前号の期間中の搬入車両数 (5) 展開検査の結果 (6) 検査した者の氏名 （土壌の調査等）
第13条 条例第17条の規定による土壌の調査は、次に定めるところにより	第14条 条例第17条の規定による土壌の調査は、次に定めるところにより

改正前	改正後
行うものとする。 (1) 次に掲げる埋立て等区域（調査に係る期間内に土地の埋立て等を行った埋立て等区域に限る。以下この号において同じ。）の面積の区分に応じ、埋立て等区域をそれぞれ次に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。 ア 1ヘクタール未満 2 イ 1ヘクタール以上2ヘクタール未満 3 ウ 2ヘクタール以上3ヘクタール未満 4 エ 3ヘクタール以上4ヘクタール未満 5 オ 4ヘクタール以上5ヘクタール未満 6 カ 5ヘクタール以上6ヘクタール未満 7 キ 6ヘクタール以上7ヘクタール未満 8 ク 7ヘクタール以上8ヘクタール未満 9 ケ 8ヘクタール以上9ヘクタール未満 10 コ 9ヘクタール以上10ヘクタール未満 11 サ 10ヘクタール以上 12 (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。 (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。	行うものとする。 (1) 次に掲げる埋立て等区域（調査に係る期間内に土地の埋立て等を行った埋立て等区域に限る。以下この号において同じ。）の面積の区分に応じ、埋立て等区域をそれぞれ次に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。 ア 1ヘクタール未満 2 イ 1ヘクタール以上2ヘクタール未満 3 ウ 2ヘクタール以上3ヘクタール未満 4 エ 3ヘクタール以上4ヘクタール未満 5 オ 4ヘクタール以上5ヘクタール未満 6 カ 5ヘクタール以上6ヘクタール未満 7 キ 6ヘクタール以上7ヘクタール未満 8 ク 7ヘクタール以上8ヘクタール未満 9 ケ 8ヘクタール以上9ヘクタール未満 10 コ 9ヘクタール以上10ヘクタール未満 11 サ 10ヘクタール以上 12 (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。 (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。
2 条例第17条の規定による報告は、土砂等の採取の状況を記載した報告	2 条例第17条の規定による報告は、土砂等の採取の状況を記載した報告

改正前	改正後
書に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真 (2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌分析結果証明書 3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 報告者の氏名等 (2) 採取者の氏名 (3) 採取年月日及び場所 (4) 採取日の天候及び採取深度 (標識の掲示)	書に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真 (2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌分析結果証明書 3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 報告者の氏名等 (2) 採取者の氏名 (3) 採取年月日及び場所 (4) 採取日の天候及び採取深度 (標識の掲示)
第14条 条例第19条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（第1号様式）により行わなければならない。 2 条例第19条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 許可年月日等 (2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの） (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地 (4) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (5) 土地の埋立て等を行う期間（条例第14条第1項の規定による変更の許可又は同条第3項の規定による届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (6) 埋立て等区域の面積（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの） (7) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの）	第15条 条例第19条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（第1号様式）により行わなければならない。 2 条例第19条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 許可年月日等 (2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの） (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地 (4) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (5) 土地の埋立て等を行う期間（条例第14条第1項の規定による変更の許可又は同条第3項の規定による届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (6) 埋立て等区域の面積（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの） (7) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの）

改正前	改正後
(帳簿の作成) 第15条 条例第20条の規定による帳簿の作成は、埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに行わなければならない。 2 条例第20条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (2) 許可年月日等 (3) 作成者の氏名 (4) 土地の埋立て等に係る土砂等の搬入の時刻 (5) 前号の土砂等を搬入した車両の自動車登録番号又は車両番号 (6) 搬入者の氏名又は名称 (7) 運転者の氏名 (8) 搬入した土砂等の数量 (9) 土砂等の積込みをした場所 (10) 展開検査の結果 (11) 施工作業の内容 (12) その他埋立て等の施工に必要な事項 (書類の備付け) 第16条 条例第21条に規定する書類は、条例第10条第1項の規定による許可を受けた日から、条例第22条第1項の規定による届出（土地の埋立て等の完了又は廃止に係るものに限る。）の日又は条例第26条の規定による当該許可の取消しの日から5年を経過する日までの間、備え置くものとする。 2 条例第21条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 条例第14条第1項の規定による変更の許可に係る申請書及び同条第3項の規定による変更の届出に係る届出書の写し (2) 条例第15条の規定による着手の届出に係る届出書の写し (3) 条例第16条第2項の規定による展開検査の報告に係る報告書の写し	(帳簿の作成) 第16条 条例第20条の規定による帳簿の作成は、埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに行わなければならない。 2 条例第20条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの） (2) 許可年月日等 (3) 作成者の氏名 (4) 土地の埋立て等に係る土砂等の搬入の時刻 (5) 前号の土砂等を搬入した車両の自動車登録番号又は車両番号 (6) 搬入者の氏名又は名称 (7) 運転者の氏名 (8) 搬入した土砂等の数量 (9) 土砂等の積込みをした場所 (10) 展開検査の結果 (削除) (削除) (書類の備付け) 第17条 条例第21条に規定する書類は、条例第10条第1項の規定による許可を受けた日から、条例第22条第1項の規定による届出（土地の埋立て等の完了又は廃止に係るものに限る。）の日又は条例第26条の規定による当該許可の取消しの日から5年を経過する日までの間、備え置くものとする。 2 条例第21条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 条例第14条第1項の規定による変更の許可に係る申請書及び同条第3項の規定による変更の届出に係る届出書の写し (2) 条例第15条の規定による着手の届出に係る届出書の写し (3) 条例第16条第2項の規定による展開検査の報告に係る報告書の写し

改正前	改正後
し (4) 条例第17条の規定による土壌の調査の報告に係る報告書の写し (完了等の届出) 第17条 条例第22条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 土地の埋立て等を完了した場合にあっては完了した年月日、廃止した場合にあっては廃止した年月日、休止した場合にあっては休止する期間、再開した場合にあっては休止した期間及び再開した年月日 (地位の承継の届出) 第18条 条例第23条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に承継の事実を証する書類及び第8条第2項第16号に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 条例第23条第1項の規定により条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位の承継が行われる前の当該許可を受けていた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (4) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した年月日及びその理由 (土砂搬入禁止区域の指定の公示等) 第19条 条例第28条第3項（条例第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示することにより行うものとする。 (1) 土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積 (2) 土砂等搬入禁止区域の指定の期間又は指定の延長の期間 (3) 土砂等搬入禁止区域の指定の理由又は指定の延長若しくは解除の	し (4) 条例第17条の規定による土壌の調査の報告に係る報告書の写し (完了等の届出) 第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 土地の埋立て等を完了した場合にあっては完了した年月日、廃止した場合にあっては廃止した年月日、休止した場合にあっては休止する期間、再開した場合にあっては休止した期間及び再開した年月日 (地位の承継の届出) 第19条 条例第23条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に承継の事実を証する書類及び第8条第2項第14号に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 (1) 届出者の氏名等 (2) 許可年月日等 (3) 条例第23条第1項の規定により条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位の承継が行われる前の当該許可を受けていた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (4) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した年月日及びその理由 (削除)

改正前	改正後
理由 (4) 土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面 (5) その他必要な事項 2 条例第28条第5項に規定する別に定める方法は、土砂等搬入禁止区域における土砂等搬入禁止区域の標識（第2号様式）の設置又は土砂等搬入禁止区域の周囲への杭及びロープの設置とする。 （身分証明書） 第20条 条例第28条第6項に規定する証明書は、身分証明書（第3号様式）とする。 2 条例第32条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第4号様式）とする。 （公表） 第21条 条例第33条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 命令等の内容及び理由 (2) 命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (3) 命令等を行った年月日 2 条例第33条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 勧告の内容及び理由並びに当該勧告に従わなかった旨 (2) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (3) 勧告を行った年月日 附 則 この規則は、令和2年6月1日から施行する。 附 則（令和3年3月29日規則第76号） この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。	（身分証明書） 第20条 (削除) 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第2号様式）とする。 （公表） 第21条 条例第29条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 命令等の内容及び理由 (2) 命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (3) 命令等を行った年月日 (削除) 附 則 この規則は、令和2年6月1日から施行する。 附 則（令和3年3月29日規則第76号） この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

改正前			改正後		
附 則（令和３年７月28日規則第40号抄） （施行期日） 1 この規則は、令和３年８月１日から施行する。			附 則（令和３年７月28日規則第40号抄） （施行期日） 1 この規則は、令和３年８月１日から施行する。		
別表（第３条、第８条及び第13条関係）			別表（第３条、第８条及び第14条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法	カドミウム	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102 38に定める方法（38.1.1及び38備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表１に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102 38に定める方法（38.1.1及び38備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表１に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表１に掲げる方法又は規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告	有機りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表１に掲げる方法又は規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告

改正前				改正後			
			示第64号付表 2 に掲げる方法)				示第64号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 54に定める方法		鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 54に定める方法	
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く。)に定める方法 (65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170—7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)		六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く。)に定める方法 (65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170—7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	
ひ素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 61に定める方法		ひ素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102 61に定める方法	
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法		総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 3 及び昭和49年環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法		アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 3 及び昭和49年環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法	
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法		P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法	
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	

改正前				改正後			
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法	
1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法		1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1、1、2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		1、1、2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法		テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	

改正前				改正後			
1、3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1に定める方法		1、3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1に定める方法	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法		チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法		シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法		チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法		セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法	
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102 34.1（34備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットル		ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102 34.1（34備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットル	

改正前				改正後			
			を混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6 6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあつては、規格K0102 34.1.1c)に定める操作(34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び34備考1に定める操作を除く。)を行うものとする。)				を混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6 6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあつては、規格K0102 34.1.1c)に定める操作(34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び34備考1に定める操作を除く。)を行うものとする。)
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法		ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法	
1、4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法		1、4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	
備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に従って作成するものとする。 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。				備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に従って作成するものとする。 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

改正前	改正後
3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4 1、2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4 1、2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

改正前	改正後
第 1 号様式（第14条 関係）	第 1 号様式（第15条 関係）

改正前	改正後																																				
第1号様式（第14条関係）	第1号様式（第15条関係）																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">土砂等による土地の埋立て等に関する標識</td></tr> <tr> <td>許可年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>許可番号</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等の目的</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等を行う場所の所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等の許可を受けた者</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等を行う期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>埋立て等区域の面積</td><td>平方メートル</td></tr> <tr> <td>施工管理者の氏名</td><td></td></tr> </table> 備考1 材質は、風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは、横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上としてください。 2 「土地の埋立て等の許可を受けた者」の欄には、氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先を記入してください。	土砂等による土地の埋立て等に関する標識		許可年月日	年 月 日	許可番号		土地の埋立て等の目的		土地の埋立て等を行う場所の所在地		土地の埋立て等の許可を受けた者		土地の埋立て等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	埋立て等区域の面積	平方メートル	施工管理者の氏名		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">土砂等による土地の埋立て等に関する標識</td></tr> <tr> <td>許可年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>許可番号</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等の目的</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等を行う場所の所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等の許可を受けた者</td><td></td></tr> <tr> <td>土地の埋立て等を行う期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>埋立て等区域の面積</td><td>平方メートル</td></tr> <tr> <td>施工管理者の氏名</td><td></td></tr> </table> 備考1 材質は、風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは、横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上としてください。 2 「土地の埋立て等の許可を受けた者」の欄には、氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先を記入してください。	土砂等による土地の埋立て等に関する標識		許可年月日	年 月 日	許可番号		土地の埋立て等の目的		土地の埋立て等を行う場所の所在地		土地の埋立て等の許可を受けた者		土地の埋立て等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	埋立て等区域の面積	平方メートル	施工管理者の氏名	
土砂等による土地の埋立て等に関する標識																																					
許可年月日	年 月 日																																				
許可番号																																					
土地の埋立て等の目的																																					
土地の埋立て等を行う場所の所在地																																					
土地の埋立て等の許可を受けた者																																					
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで																																				
埋立て等区域の面積	平方メートル																																				
施工管理者の氏名																																					
土砂等による土地の埋立て等に関する標識																																					
許可年月日	年 月 日																																				
許可番号																																					
土地の埋立て等の目的																																					
土地の埋立て等を行う場所の所在地																																					
土地の埋立て等の許可を受けた者																																					
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで																																				
埋立て等区域の面積	平方メートル																																				
施工管理者の氏名																																					
第2号様式（第19条関係）	第2号様式																																				

改正前	改正後														
第2号様式（第19条関係） <table border="1" data-bbox="197 229 976 1238"> <tr> <td colspan="2">土 砂 等 搬 入 禁 止 区 域 の 標 識</td></tr> <tr> <td colspan="2"> この区域は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり土砂等（土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物を除く。）の搬入を禁止する区域として指定されたので、いかなる理由があっても、この土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。 </td></tr> <tr> <td>土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積</td><td></td></tr> <tr> <td>土砂等搬入禁止区域の指定の期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>土砂等搬入禁止区域の指定の理由</td><td></td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td> 土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処せられます。 土砂等搬入禁止区域の指定の期間は、延長されることがあります。 </td></tr> <tr> <td>土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面（明示をした区域）</td><td></td></tr> </table> 備考1 材質は、風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは、横80センチメートル以上、縦80センチメートル以上とする。 2 土砂等搬入禁止区域の指定の期間を延長した場合は、「土砂等搬入禁止区域の指定の期間」については延長後の期間を、「土砂等搬入禁止区域の指定の理由」については延長の理由を標示する。 第3号様式（第20条関係）	土 砂 等 搬 入 禁 止 区 域 の 標 識		この区域は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり土砂等（土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物を除く。）の搬入を禁止する区域として指定されたので、いかなる理由があっても、この土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。		土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積		土砂等搬入禁止区域の指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで	土砂等搬入禁止区域の指定の理由		そ の 他	土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処せられます。 土砂等搬入禁止区域の指定の期間は、延長されることがあります。	土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面（明示をした区域）		(削除) 第3号様式
土 砂 等 搬 入 禁 止 区 域 の 標 識															
この区域は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり土砂等（土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物を除く。）の搬入を禁止する区域として指定されたので、いかなる理由があっても、この土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。															
土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積															
土砂等搬入禁止区域の指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで														
土砂等搬入禁止区域の指定の理由															
そ の 他	土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処せられます。 土砂等搬入禁止区域の指定の期間は、延長されることがあります。														
土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面（明示をした区域）															

改正前	改正後
第3号様式（第20条関係） （表面） 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第5項の規定により、土砂等搬入禁止区域の明示をするため、当該土砂等搬入禁止区域への立入りをを行う職員であることを証明します。 年 月 日 京都市長  （裏面） 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋） （土砂等搬入禁止区域の指定等） 第28条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、土地の埋立て等が行われている埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。 (1) 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるとき (2) 土地の埋立て等が継続されることにより、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるとき 2・3・4（略） 5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、別に定める方法による土砂等搬入禁止区域の明示をさせるため、市長が指定する職員に、当該土砂等搬入禁止区域に立ち入らせることができる。 6 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	（削除）
第4号様式（第20条関係）	第2号様式（第20条関係）

改正前	改正後
第4号様式（第20条関係）	第2号様式（第20条関係）
（表面）	（表面）
第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第32条第1項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明します。 年 月 日 京都市長 印	第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明します。 年 月 日 京都市長 印
（裏面）	（裏面）
京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋） （立入検査等） 第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、埋立て等区域若しくは土地の埋立て等関係者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な限度において土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） 第38条（略） 3 第31条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第32条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、500,000円以下の罰金に処する。 （以下略）	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋） （立入検査等） 第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、埋立て等区域若しくは土地の埋立て等関係者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な限度において土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） 第34条（略） 2 第27条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第28条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、500,000円以下の罰金に処する。 （以下略）